

尾張旭市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年11月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

教育委員会（教育政策課、学校教育課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、文化スポーツ課）

3 監査の期間

令和4年9月22日から令和4年10月28日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) 小中学校昇降機保守点検業務及び旭小学校等昇降機保守点検業務において、随意契約公表の事務手続が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしている。（教育政策課）

(2) どうだん亭春の一般公開駐車場整理業務において、施行（見積徴収）伺いが作成されていない。随意契約事務の手順では、業務に係る予定額が10万円を超えるものについては、施行（見積徴収）伺いの作成が必要とされている。

また、請書（案）において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該請書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。（文化スポーツ課）

(3) どうだん亭春の一般公開交通誘導警備業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随

意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。（文化スポーツ課）

7 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付す。

天体観測教室開催事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により尾張旭市天体観測教室開催委員会と業務委託契約を交わし、委員会の構成員である市内小中学校の理科教諭が当該事業を担っている。事業発足時からこの契約方法によって運営しているとのことであるが、契約の形態については、事業の実施主体のあり方も含めて、補助金、謝金等の費目による支払い等、他の手法について考察されたい。（生涯学習課）